

子ども・子育て支援新制度における民間保育所への公定価格等の取扱いについて

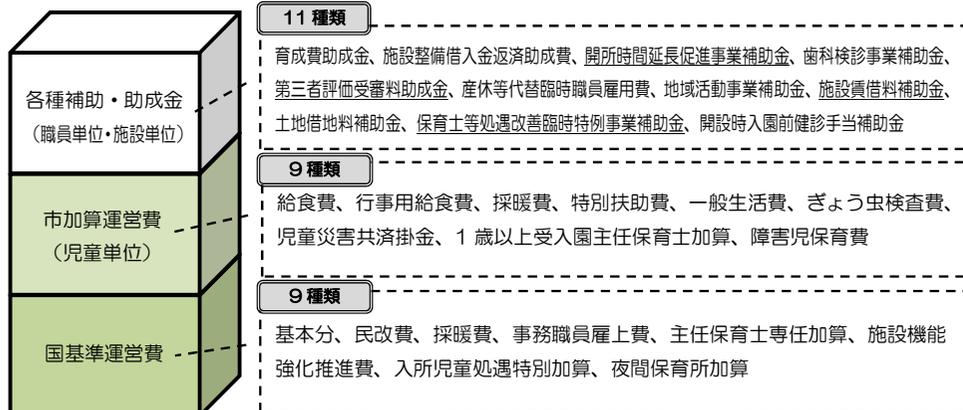
1 公定価格の基本的な考え方について

- 今回、国から示された公定価格の仮単価は、消費税率が10%に引上げられ、平成29年度に消費税増収額が年度化した場合に、子ども・子育て支援分野に0.7兆円程度の財源が確保される予定であることを踏まえ、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を基に作成されたものである。
- 一方で、平成27・28年度の単価は、消費税増収額が満年度化する前のものであり、消費税増収額のうち子ども・子育て支援分野に充てられる額は、各年度の予算編成を経て確定するものであることから、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を反映する前の単価と、今般示された仮単価の間の水準となることが想定されるものである。
- また、本来の子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには、1兆円超の財源が必要とされたところであり、不足する0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程でその確保に取り組むこととされ、確保がなされた場合には、更なる充実が図られるものである。

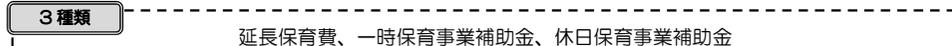
2 本市の民間保育所への運営費・補助金の現状について

- 本市の民間保育所への運営費・補助金は、以下のイメージのとおり、通常（一般）保育に要する部分と特別保育に要する部分に大別され、さらに、通常保育に要する部分としては、国基準運営費と市加算運営費と各種補助・助成金の3層構造となっている。
- 以下のイメージの内訳中、下線を引いた11時間開所のための人件費補助である開所時間延長促進事業補助金や第三者評価受審料助成金、施設賃借料補助金、昨年度より開始された賃金改善を行うための保育士等処遇改善臨時特例事業補助金、休日保育事業補助金などは、新制度における「0.7兆円の範囲で実施する事項」を反映した公定価格の中で、**一部又は完全給付化**が図られる予定のものであり、今後の国の予算編成の状況を確認しながら、整理検討を行っていくものである。
- また、保育所の増加に伴い不足する**保育士等の確保と安定雇用の仕組み**については、近隣他都市との比較においても、検討課題となっており、さらに、負担の増大する**嘱託医の手当と健診回数の検討**や一層の**障害児保育の促進**に向けた**取組**が求められているところである。

＜通常保育に要する部分のイメージ＞



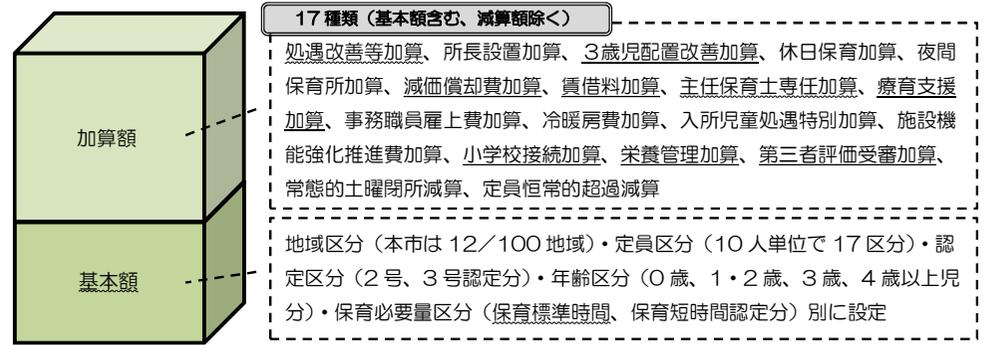
＜特別保育に要する部分のイメージ＞



3 新制度での保育所に対する公定価格の構造について

- 新制度での保育所に対する公定価格の積算にあたっては、認可基準等を基に、現行の保育所運営費等により実施している施設の運営の実態等を踏まえた上で、「0.7兆円の範囲で実施する質の改善事項」を反映し、骨格の取りまとめが行われたところであり、その基本構造は以下のイメージのとおりである。
- なお、「0.7兆円の範囲で実施する質の改善事項」によるものは、以下のイメージ中、下線を引き、質の改善事項を含むものは波線を引いてある。

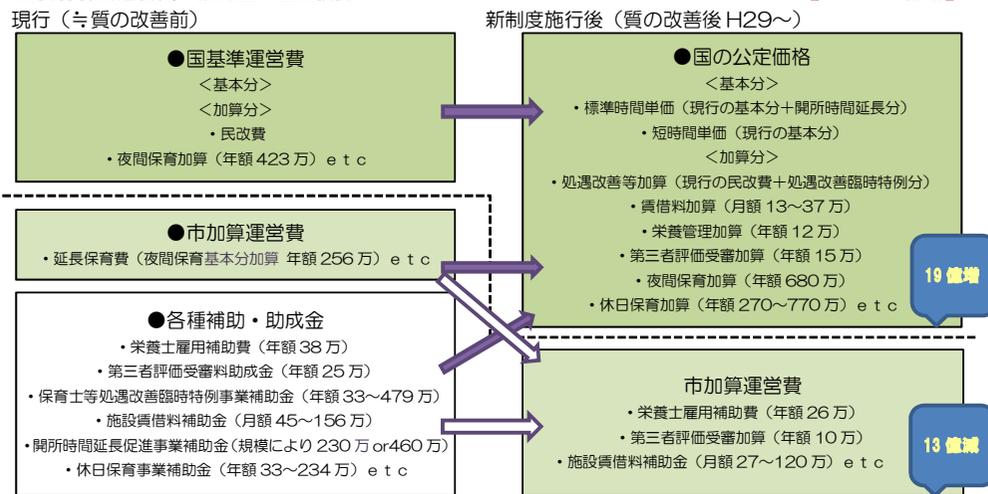
＜保育所に対する公定価格の基本構造イメージ（従来の国基準運営費に相当する部分）＞



4 本市の民間保育所に対する公定価格等の整理検討について

- 上記3の「0.7兆円の範囲で実施する質の改善事項」を反映した仮単価の提示を受け、助成の内容が重なっているものなど、本市の民間保育所に対する市加算運営費や各種補助・助成金の整理検討を行うと以下のとおりである。

＜民間保育所運営費・補助金の整理検討イメージ＞



(※4・5における吹出しの増減額は、H27以降の施設増は加味していません)

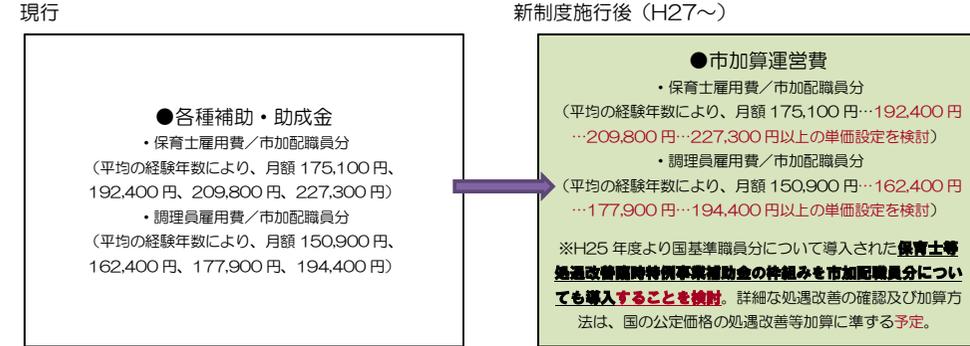
子ども・子育て支援新制度における民間保育所への公定価格等の取扱いについて

5 本市の民間保育所の運営上の課題と公定価格等の充実策について

<課題1 / 民間保育所の急増に伴う保育士等の不足と経験年数の低下>

■本市の民間保育所の職員数は、毎年度 20 か所以上の施設増に伴い、400 人前後の新規雇用が必要となっている。とりわけ、平成 27 年 4 月に向けては、30 か所以上の民間保育所の新設を予定しており、近隣他都市においても、同じ状況が想定される中、**不足が予想される保育士等の確保と安定雇用のための市独自の処遇改善の仕組みの構築**が必要である。

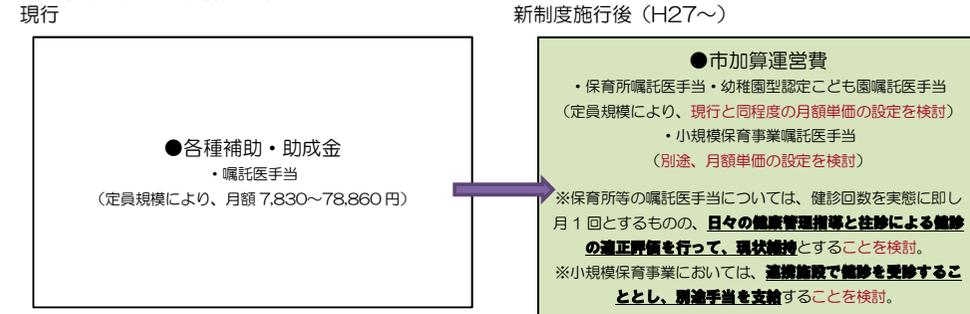
一民間保育所における本市独自の処遇改善事業イメージ



<課題2 / 対象施設等の増加に伴う嘱託医手当の検討と健診回数の軽減>

■新制度においては、従来の認可保育所に加え、地域型保育事業や幼稚園型認定こども園の保育認定子どもが、嘱託医の健診及び健康管理の対象となるなど、これまでにも増して嘱託医の負担の増大が見込まれるところである。そこで、その負担軽減のため、**認可保育所、地域型保育事業、認定こども園の嘱託医手当と健診回数の取扱いの検討**を行い、以下のとおりとする方向で協議調整を進める。

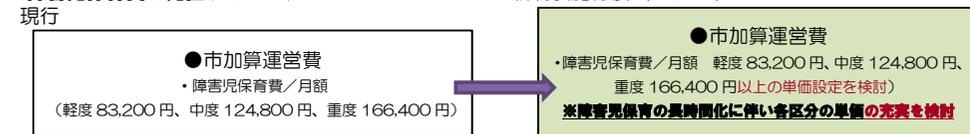
一嘱託医手当と健診回数の見直しイメージ



<課題3 / 障害児の優先利用の推進に伴う障害児保育費の充実>

■新制度の保育の利用調整基準上、障害児の受入が優先利用となったことに伴い、**一層の障害児保育の推進が図られるよう障害児保育費の充実**を行う。

一障害児保育費の見直しイメージ



6 新制度での民間保育所に対する公定価格等の取扱いについて

■上記 4・5 に基づく、公定価格等の整理検討及び充実策を反映した結果、1 つの施設に対して、どの程度の質の改善が図られるかを、比較表の形で示すと以下のとおりである。

<1施設当たりの公定価格等の総額・比較表>

一前提条件一

- ・定員区分は民間事業者活用型の主流の規模である 60 人 (年齢別構成割合は、0 歳：0 人、1・2 歳：22 人、3 歳：12 人、4 歳以上：26 人) とする。
- ・保育標準時間認定と短時間認定の比率は本市の実態に即し 8：2 とする。

項目	金額 (H26)	金額 (H27 概算)	改善・調整内容
国基準運営費	54,000 千円	62,200 千円 (増)	基本分の保育標準時間単価に開所時間延長分を包含処遇改善等加算 4%→6% 賃借料加算 月額 18 万 増加額：8,200 千円 (増加比率 115.2%)
小計	54,000 千円	62,200 千円	
市加算額	7,900 千円	62,200 千円	市加配職員分の保育士雇用費・調理員雇用費の処遇改善率の改善を 検討 開所時間延長促進事業と処遇改善臨時特例事業と施設賃借料補助の一部の国基準運営費化
補助・助成金	24,600 千円	**、***千円 (減)	
小計	32,500 千円	**、***千円	増額額：*、***千円 (増加比率 **%.%)
合計	86,500 千円	**、***千円	

一前提条件一

- ・定員区分は全国の保育所の平均的な規模である 90 人 (年齢別構成割合は、0 歳：9 人、1・2 歳：27 人、3 歳：18 人、4 歳以上：36 人) とする。保育標準時間認定と短時間認定の比率は同上。

項目	金額 (H26)	金額 (H27 概算)	改善・調整内容
国基準運営費	85,800 千円	92,400 千円 (増)	基本分の保育標準時間単価に開所時間延長分を包含処遇改善等加算 8%→10% 増加額：6,600 千円 (増加比率 107.7%)
小計	85,800 千円	92,400 千円	
市加算額	9,700 千円	92,400 千円	市加配職員分の保育士雇用費・調理員雇用費の処遇改善率の改善を 検討 開所時間延長促進事業と処遇改善臨時特例事業の国基準運営費化
補助・助成金	26,400 千円	**、***千円 (減)	
小計	36,100 千円	**、***千円	増加額：*、***千円 (増加比率 **%.%)
合計	121,900 千円	**、***千円	

7 新制度での民間保育所に対する公定価格等の見直しに伴う財政的影響額について

■上記 4・5 に基づく、民間保育所に対する公定価格等の見直しと平成 27 年 4 月に向けた施設増による財政的影響額は以下のとおりである。

<民間保育所に対する公定価格等の見直しに伴う財政的影響額>

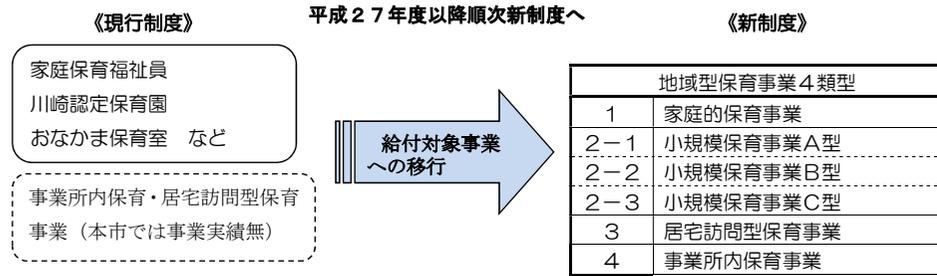
※ただし認可化分の積算は別途計上

項目	金額 (H26)	金額 (H27 質の改善後)	金額 (H27 施設増含む)
施設数/定員数	176 か所/13,905 人	176 か所/13,905 人	220 か所/16,700 人程度
国基準運営費	135 億円	151 億円	179 億円
市加算運営費	19 億円	** 億円	** 億円
補助・助成金	54 億円	** 億円	** 億円
歳出計	208 億円	*** 億円	*** 億円
保護者負担金	54 億円	** 億円	** 億円
国庫支出金	39 億円	42 億円	51 億円
県支出金	3 億円	22 億円	26 億円
一般財源	112 億円	*** 億円	*** 億円
歳入計	208 億円	*** 億円	*** 億円

子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業への公定価格等の考え方について

1 こども子育て支援新制度開始に伴う給付対象事業への移行について

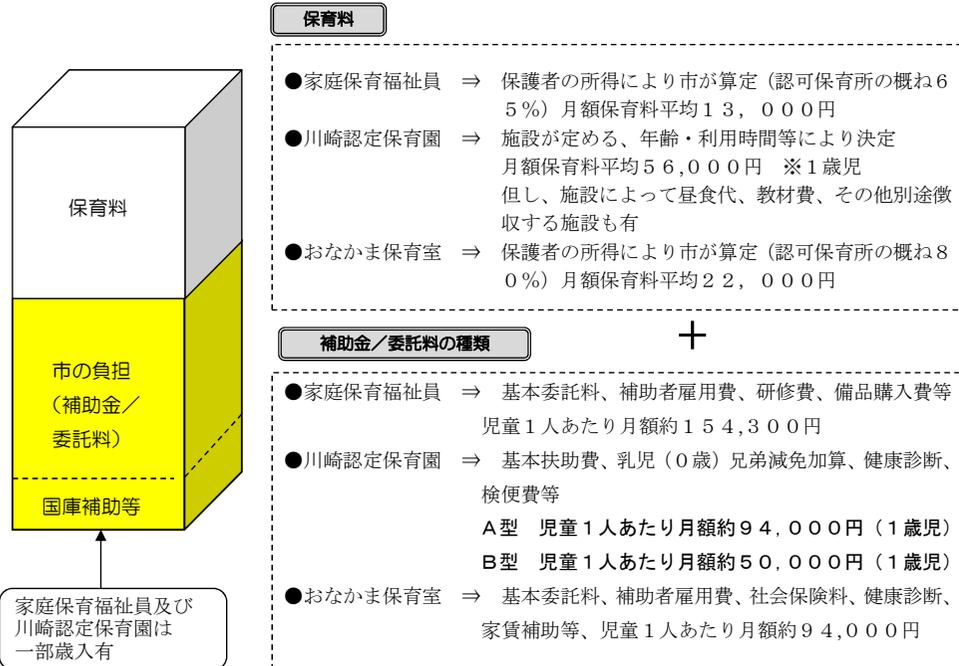
■子ども・子育て支援新制度における家庭的保育事業等4類型は市町村による認可・確認を受けることにより、地域型保育事業として地域型給付の対象となる。平成27年度の新制度開始後、本市の家庭保育福祉員、川崎認定保育園等の保育事業については、地域型保育事業への移行を図っていく。但し、一部の川崎認定保育園は設備・職員確保などから、移行が困難な施設も想定され、当面川崎認定保育園として継続していくこととなる。また、本市では事業実績のない事業所内保育事業、居宅訪問型事業も新たに給付対象事業となる



2 本市の川崎認定保育園、家庭保育福祉員等への補助金・委託料の現状について

＜現状の家庭保育福祉員・川崎認定保育園などの運営イメージ＞

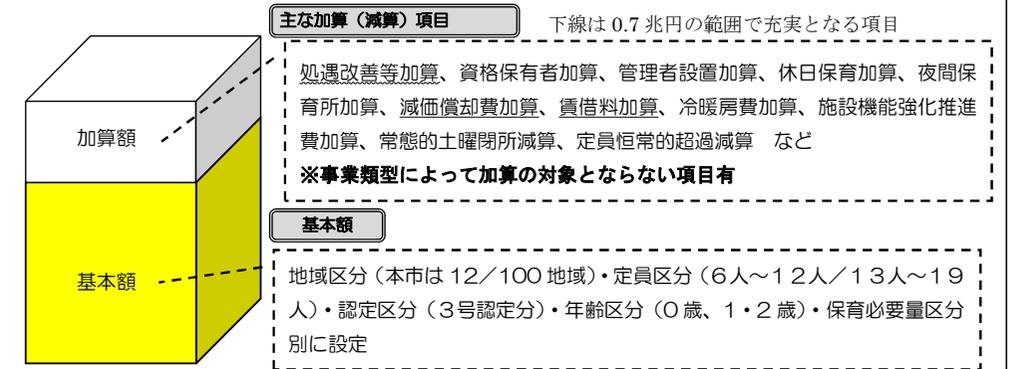
■市からの補助金と保護者からの保育料で運営、事業により異なるが市の負担割合は概ね50～80%である。



3 新制度での地域型保育事業に対する公定価格（仮単価）について

■新制度での地域型保育事業は4類型あり、本市の家庭保育福祉員及び川崎認定保育園からの移行が想定される家庭的保育事業、小規模保育事業の他、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業が新たに給付対象事業となった。なお、消費税増収額が満年度化後は「0.7兆円の範囲で充実を図るための反映」がなされる予定である。

＜地域型保育事業4類型に対する公定価格の基本構造イメージ＞



4 新制度での地域型保育事業に対する公定価格等の取扱いについて

■「3基本構造」を基に、現行制度の家庭保育福祉員、川崎認定保育園が地域型保育給付への移行後の比較表は次のとおり

＜事業類型ごとの現行の補助金等と新制度後の公定価格等の比較表＞

—前提条件—

- ・公定価格は0.7兆円の範囲で充実が図られる前の仮単価とする。
- ・家庭的保育事業は3人保育とし全員保育短時間認定とし、食事提供・土曜保育無
- ・小規模保育事業A型は川崎認定A型から、B型は川崎認定B型からの移行をそれぞれ比較する。定員は19人、全員保育標準時間認定とする。C型は9人保育、全員保育短時間認定とし、食事提供・土曜保育無
- ・居宅訪問型保育事業は保育標準時間認定とし、土曜保育無、事業所内保育事業は小規模保育事業A・B型と同一の公定価格。※いずれも事業実績ないため新制度後の見込みのみ

現行制度	年間運営経費	新制度	年間運営経費見込
家庭保育福祉員	6,275千円	家庭的保育事業	6,619千円
川崎認定A型 （別途保育料13,056千円含）	36,506千円	小規模保育A型	39,338千円
川崎認定B型 （別途保育料13,056千円含）	26,925千円	小規模保育B型	31,375千円
家庭保育福祉員（共同型）	17,010千円	小規模保育C型	13,102千円
—	—	居宅訪問型保育	4,996千円
—	—	事業所内保育	小規模A・Bと同じ

■新制度への移行にあたり、運営経費が減額となれば事業の継続実施が困難となるため、市の単独加算で調整する必要がある。単独加算の考え方については、認可保育所に準じた考え方で検討していく。

■新制度では公定価格から保育料を差し引いた額について、1/2が国負担、1/4が県負担、1/4が市負担となるため、一般財源ベースでは現行制度に比べ市の財政負担は軽減される。

子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業への公定価格等の考え方について

5 家庭的保育事業等4類型の財源構成の考え方と課題など

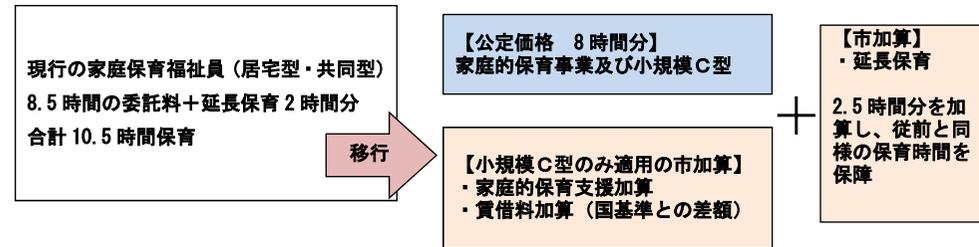
■家庭的保育福祉員（保育ママ）川崎認定保育園、おなかま保育室などの認可保育所以外の保育事業から新制度への円滑な移行にあたっては、サービスの低下に繋がらないよう、また、より良質な保育を実施するため公定価格を踏まえ、市の単独加算の検討が必要である。

《各事業の市加算の考え方》

○家庭的保育事業（家庭的保育福祉員からの移行）及び小規模保育C型（家庭的保育福祉員共同型からの移行）

現行の家庭的保育福祉員の基本保育時間は8.5時間相当で延長保育2時間を含めて10.5時間保育となる。新制度の公定価格は8時間相当であり、利用者にとって就労等に支障が出ないように配慮する必要があるため、延長保育に相当する加算が必要と考える。また、小規模保育C型については、家庭的保育事業の公定価格に含まれる家庭的保育支援加算が含まれていないが、保育の実施にあたっては、家庭的保育と同様に必要であることから、市加算として計上を検討する。

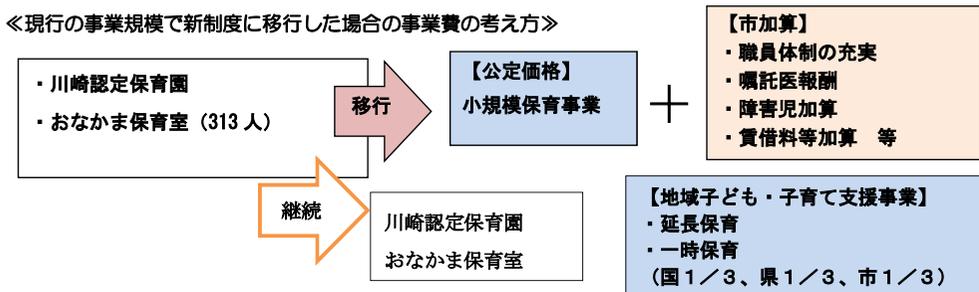
《現行の事業規模で新制度に移行した場合の事業費の考え方》



○小規模保育事業A型及びB型（川崎認定保育園・おなかま保育室からの移行）

定員規模が小さい以外は認可保育所と異なる点がほとんどないことから、認可保育所に準じ、職員体制の充実、嘱託医報酬、障害児保育、設備借料等の加算を検討する。また、延長保育、一時保育の事業化を検討し、多様なニーズへの対応を図る。

《現行の事業規模で新制度に移行した場合の事業費の考え方》



○その他 居宅訪問型保育（本市での事業実績無）及び事業所内保育事業20人以上

居宅訪問型保育については、全くの新規事業のため、市加算の必要性の有無も判断できないことから、公定価格どおりとするが、事業を実施していく中で、加算の必要性が生じれば検討していくこととする。事業所内保育所の20人以上については設備や人員配置が認可保育所と同一のため、認可保育所に準じる。

6 地域型保育事業への移行について（事業量、事業費）

■平成26年度から平成27年度にかけて待機児童ゼロを達成するための事業別推移見込みは次のとおり

平成26年度現行ベース		移行見込み		平成27年度定員増見込み	
事業名	定員	事業名	定員	事業名	定員
家庭保育福祉員	137	家庭保育福祉員	0	家庭保育福祉員	0
おなかま保育	313	おなかま保育	調整中	おなかま保育	
川崎認定（旧認定含）	3,680	川崎認定	調整中	川崎認定	
		認可保育所	調整中	認可保育所	
		家庭的保育	104	家庭的保育	調整中
		小規模B	調整中	小規模B	
		小規模C	33	小規模C	
				事業所内	
				居宅訪問	
合計	4,130人	合計	4,130人	合計	人

■事業費総括表

平成26年度 現行		平成27年度 移行分を反映		平成27年度定員増含	
項目	金額(千円)	項目	金額(千円)	項目	金額(千円)
一般財源	3,019,368	一般財源		一般財源	
国庫支出金	44,992	国庫支出金	調整中	国庫支出金	調整中
県支出金	372,046	県支出金		県支出金	
事業費合計	3,436,423	事業費合計		事業費合計	

新制度における利用者負担の設定

1. 現行制度

●幼稚園

- (1)本市における幼稚園の状況
 私立幼稚園 86園（うち、認定こども園 2園） 公立幼稚園 なし
- (2)私立幼稚園における保育料
 ・設置者ごとに自由に保育料を設定
 平成 25 年度保育料の平均 月額 **28,688 円**（最高 42,000 円 最低 20,000 円）
 ・保護者の収入にかかわらず、一律に保育料を徴収
 ・入園時には、入園料を徴収している。25 年度入園料平均 **120,442 円**
 最高 220,000 円 最低 100,000 円（3 歳児の場合）
 ・25 年度初年度保護者負担額平均 **464,698 円**（全国平均 308,000 円、入園料+保育料）
- (3)本市における幼稚園保育料等補助について
 ・国の就園奨励費補助金に市単独の上乗せをした保育料等補助事業を実施している。
 ・補助額は、保護者の収入と、同時に在園するきょうだいの有無等に応じたランクにより補助している。
 補助額 **4,000 円～25,600 円（月額）**

●保育所

本市では、国基準保育料に対する保護者負担割合を、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 ヶ年で段階的に保護者負担割合を 66.4%から 75%まで引き上げた。

◀ 現在の保育料 ▶

- 本市保育料は、保育料の上限としている保育単価（運営側に支払う費用の単価）を 171 人～180 人単価としているため、3 歳未満が高額な反面、3 歳以上が低額な設定である。
- 第 2 子減免について、国は 50%設定としているが、本市では D12 階層以上は基本保育料の 70%設定としている。
- 本市の国基準に対する保護者負担割合(75%)は、政令市 20 市のうち 4 番目に高い水準である。
 ●保護者負担割合最高は岡山市の 81.1%、その他 80%超えは神戸市、北九州市となっている。
 ●保育料設定額が最高は京都市で、3 歳未満 89,500 円、3 歳以上 50,300 円

2 新制度における利用者負担の考え方

国の考え方

- 新制度における利用者負担については、世帯の所得の状況その他の事情を勘案して定めることとされており、現行の幼稚園・保育所の利用者負担の水準を基に国が定める水準を限度として、実施主体である市町村が定めることとなる。
- 利用者負担に関して国が定める水準は、公定価格と同様、最終的に平成 27 年度予算編成を経て決定するものであるが、新制度の円滑な施行に向けて、地方自治体、事業者等の関係者が準備を進められるよう、今般、公定価格の仮単価と合わせ示される。
- 国基準保育料のイメージは、国が定める水準であり、教育標準時間認定を受ける子どもについては、現行の幼稚園就園奨励費を考慮、保育認定を受ける子どもについては、現行の保育所運営費による保育料設定を考慮して決定した。
- 新制度では市町村民税の所得割額で算定することとされたので、利用者負担の切替時期は 7 月以降となる。（切替時期は、今後国から通知等があり、統一される）
 4～6 月は「前年度分市民税額」により認定し、7 月以降は「当年度分」により認定する。
- 国基準では、年少扶養控除等の廃止に伴う算定方法の取り扱いについては、旧税額を再計算する方法ではなく、極力影響が出ないよう階層の区分に用いる税額を変更することとしている。

本市の考え方

利用者負担額は、保育所及び幼稚園入園希望者の意思決定に大きく関わるため、10 月の入所申請に間に合うよう仮単価を設定のうえ「川崎市子ども・子育て会議」に報告する。

3 利用者負担設定に際しての課題等

子ども・子育て支援新制度における国基準保育料の 1 号認定（教育標準時間）は 5 階層、2 号・3 号認定（保育認定）は 8 階層であり、現行制度から据え置きとなり、本市の保育料について、検討が必要である。

ただし、本市の保育料水準は、政令市 20 市の中でも 4 番目の高水準であるとともに、平成 24 年度から平成 26 年度の 3 ヶ年で段階的に引き上げてきたことから、さらなる改定を継続して行うことは難しい状況である。

【今後の課題】

1. 国基準保育料に対する保護者負担割合の設定（現行 75%の維持）
2. 保育短時間についての保育料表の設定、設定する場合の割引率の設定（1.7%）
3. 地域型保育事業の保育料表の設定、事業類型別に割引率を設定する
4. 教育標準時間認定の保育料階層数及び金額の設定
5. 市民税非課税階層等における教育と保育の保育料の逆転現象の改善
6. 多子軽減率の改善
7. 3 歳以上児の保育料金額の見直し

【対応案】

他政令市の動向等を把握しつつ、現状の認可保育所保育料をベースにした金額設定について、庁内調整を進める。

●事業間の国基準保育料の相関関係

推定年収	1号 教育標準時間		2号保育短時間		2号保育標準時間		3号保育短時間		3号保育標準時間	
	階層区分	国基準 利用者負担額	階層区分	国基準 利用者負担額	国基準 利用者負担額	国基準 利用者負担額	国基準 利用者負担額	国基準 利用者負担額	国基準 利用者負担額	
—	生活保護世帯	0 円	生活保護世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円	
～270万円	市町村民税 非課税世帯	9,100 円	市町村民税 非課税世帯	6,000 円	6,000 円	9,000 円	9,000 円	9,000 円	9,000 円	
～330万円	所得割課税額 77,100円以下	16,100 円	市町村民税課税世帯 (所得税非課税)	16,300 円	16,500 円	19,300 円	19,500 円	19,300 円	19,500 円	
～360万円			所得割課税額 97,000円未満	26,600 円	27,000 円	29,600 円	30,000 円	29,600 円	30,000 円	
～470万円	所得割課税額 221,200円以下	20,500 円	所得割課税額 169,000円未満	40,900 円	41,500 円	43,900 円	44,500 円	43,900 円	44,500 円	
～640万円			所得割課税額 301,000円未満	57,100 円	58,000 円	60,100 円	61,000 円	60,100 円	61,000 円	
～680万円	所得割課税額 221,201円以上	25,700 円	所得割課税額 397,000円未満	75,800 円	77,000 円	78,800 円	80,000 円	78,800 円	80,000 円	
680万円～			所得割課税額 397,000円以上	99,400 円	101,000 円	102,400 円	104,000 円	102,400 円	104,000 円	
～930万円			所得割課税額 397,000円未満	75,800 円	77,000 円	78,800 円	80,000 円	78,800 円	80,000 円	
～1,130万円	所得割課税額 397,000円以上	99,400 円	101,000 円	102,400 円	104,000 円	102,400 円	104,000 円	104,000 円		
1,130万円～	所得割課税額 397,000円以上	99,400 円	101,000 円	102,400 円	104,000 円	102,400 円	104,000 円	104,000 円	104,000 円	

4 利用者負担改定のスケジュール



◎保育料の見直し状況(23年度:66.4%⇒26年度:75%)

負担率
75%

平成26年度 川崎市保育料金額表

27年度開始の新制度においては、国基準額は据え置き(但し、定義は所得税⇒市民税)

負担率
66.4%

平成23年度 川崎市保育料金額表

階層区分	定義	3歳未満児保育料		3歳以上児保育料		(参考)国基準保育料	
		基本保育料	第2子	基本保育料	第2子	3歳未満児	3歳以上児
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	9,000	6,000
C1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	3,300	1,650		
C2	市民税所得割 5,000円未満	6,300	3,150	4,400	2,200	19,500	16,500
C3	市民税所得割 5,000円以上	7,100	3,550	5,400	2,700		
D1	所得税 1,500円未満	9,200	4,600	7,100	3,550		
D2	所得税 1,500円以上 9,500円未満	11,700	5,850	8,300	4,150		
D3	所得税 9,500円以上 18,500円未満	14,700	7,350	9,900	4,950	30,000	27,000
D4	所得税 18,500円以上 30,000円未満	18,200	9,100	12,900	6,450		
D5	所得税 30,000円以上 40,000円未満	22,000	11,000	13,400	6,700		
D6	所得税 40,000円以上 50,000円未満	25,700	12,850	17,400	8,700		
D7	所得税 50,000円以上 62,000円未満	29,500	14,750	21,300	10,650		
D8	所得税 62,000円以上 75,000円未満	33,300	16,650	24,500	12,250	44,500	41,500
D9	所得税 75,000円以上 88,000円未満	37,200	18,600	26,000	13,000		
D10	所得税 88,000円以上 103,000円未満	41,200	20,600	27,000	13,500		
D11	所得税 103,000円以上 128,000円未満	45,200	22,600	29,500	14,750		
D12	所得税 128,000円以上 162,500円未満	50,000	25,000	30,500	15,250		
D13	所得税 162,500円以上 212,500円未満	54,500	27,250	30,600	15,300	61,000	58,000
D14	所得税 212,500円以上 272,500円未満	57,000	28,500	30,700	15,350		
D15	所得税 272,500円以上 332,500円未満	59,000	29,500	30,800	15,400		
D16	所得税 332,500円以上 413,000円未満	60,500	30,250	30,900	15,450		
D17	所得税 413,000円以上 483,000円未満	65,500	32,750	31,000	15,500		
D18	所得税 483,000円以上 548,000円未満	70,000	35,000	31,100	15,550		
D19	所得税 548,000円以上 633,000円未満	73,000	36,500	31,200	15,600	80,000	77,000
D20	所得税 633,000円以上 734,000円未満	74,000	37,000	31,300	15,650		
D21	所得税 734,000円以上 1,000,000円未満	81,500	40,750	31,400	15,700	104,000	101,000
D22	所得税 1,000,000円以上	82,800	41,400	31,500	15,750		

階層区分	定義	3歳未満児保育料		3歳以上児保育料	
		基本保育料	第2子	基本保育料	第2子
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	3,300	1,650
C2	市民税所得割 5,000円未満	6,300	3,150	4,400	2,200
C3	市民税所得割 5,000円以上	7,100	3,550	5,400	2,700
D1	所得税 1,500円未満	9,200	4,600	7,100	3,550
D2	所得税 1,500円以上 7,500円未満	10,600	5,300	8,100	4,050
D3	所得税 7,500円以上 15,000円未満	12,500	6,250	9,700	4,850
D4	所得税 15,000円以上 25,000円未満	15,500	7,750	12,700	6,350
D5	所得税 25,000円以上 30,000円未満	15,900	7,950	13,000	6,500
D6	所得税 30,000円以上 45,000円未満	21,000	10,500	17,000	8,500
D7	所得税 45,000円以上 60,000円未満	25,800	12,900	20,900	10,450
D8	所得税 60,000円以上 75,000円未満	31,000	15,500	24,100	12,050
D9	所得税 75,000円以上 87,500円未満	34,600	17,300	25,400	12,700
D10	所得税 87,500円以上 112,500円未満	37,400	18,700	26,000	13,000
D11	所得税 112,500円以上 162,500円未満	40,900	20,450	26,400	13,200
D12	所得税 162,500円以上 212,500円未満	43,000	21,500	26,400	13,200
D13	所得税 212,500円以上 272,500円未満	46,300	23,150	27,500	13,750
D14	所得税 272,500円以上 332,500円未満	48,700	24,350	27,800	13,900
D15	所得税 332,500円以上 364,900円未満	51,800	25,900	28,800	14,400
D16	所得税 364,900円以上 402,500円未満	52,200	26,100	29,200	14,600
D17	所得税 402,500円以上 472,500円未満	55,400	27,700	30,900	15,450
D18	所得税 472,500円以上 542,500円未満	57,400	28,700	31,300	15,650
D19	所得税 542,500円以上 622,500円未満	59,100	29,550	31,400	15,700
D20	所得税 622,500円以上 734,000円未満	59,600	29,800	31,500	15,750
D21	所得税 734,000円以上	68,800	34,400	31,500	15,750

低所得階層に配慮し、据え置きとした。

世帯が最も多い階層(全体の約30%)
D13:11,500円の値上げ
(年間138,000円増)

値上げ最高値
14,900円
(年間178,800円増)

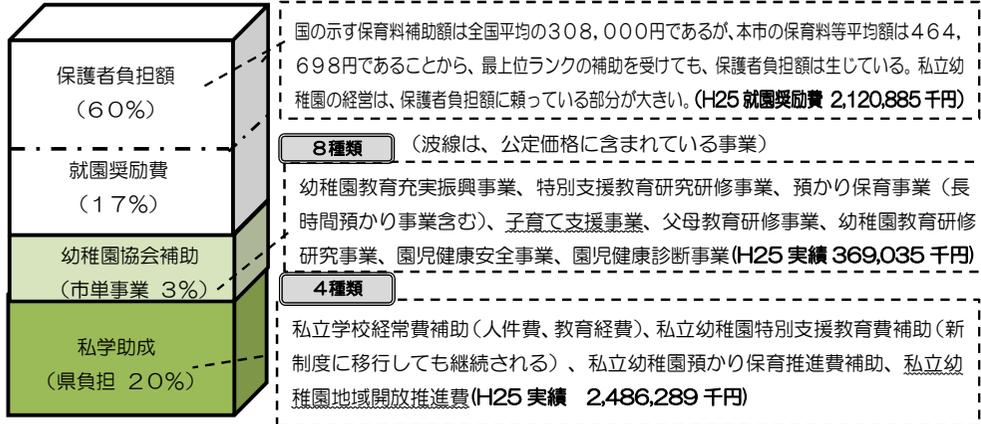
国の170人以上の保育単価を基にした
限度額として、最高額を据え置きとした。

子ども・子育て支援新制度における幼稚園への公定価格等の取扱いについて

1 本市の幼稚園への運営費・補助金の現状と課題について

《幼稚園への運営費・補助金の現状》

■本市における幼稚園は、私立幼稚園86園であり、うち2園が認定こども園である。私立幼稚園の設置認可権は神奈川県にあり、現在は県より運営費部分としての私学助成と、それを補完する市単事業である川崎市幼稚園協会補助金（市内幼稚園全園加入）と、保護者への保育料補助部分である就園奨励費（国1/4、市3/4）となっており、その内訳は以下のイメージのとおりである。



■子ども・子育て支援新制度の実施にあたり、私立幼稚園は、以下の選択を求められている。

	類型	財政措置	保護者への助成	受け入れ可能な子ども
新制度	① 幼保連携型認定こども園	市から「施設型給付」	市が定める保育料となり、就園奨励費は対象外。	1号、2号、3号
	② 幼稚園型認定こども園	として運営費を受け		
	③ 幼稚園	る。		1号
移行しない	④ 幼稚園	私学助成(神奈川県)	園の設定した保育料と就園奨励費	(1号)認定なし

※新制度へ移行しない幼稚園は、従来どおり就園奨励費が継続され、運営費として私学助成と川崎市幼稚園協会補助を受けることとなる。

《幼稚園への運営費・補助金に関する課題》

- 新制度に移行した施設に対し、川崎市幼稚園協会補助金を継続していくか、**公定価格の市単独自乗せ分**等の新たな補助スキームに移行するのか、整理検討を行っていく必要がある。
- 幼稚園・認定こども園において、近隣での保育所の増加に伴い、**幼稚園教諭及び保育士の確保と安定雇用のための処遇改善**は切実な問題であり、本市独自の給付設計を行う必要がある。
- 預かり保育事業について、新制度において地域子ども・子育て支援事業の一類型である「**一時預かり事業(幼稚園型)**」の実施を予定されているが、国において全容が示されていない中で、国の概算要求等の状況を確認しながら、市としての制度構築をする必要がある。
- 幼稚園協会補助金にかかる課題として、保育所との補助格差が著しい**園児健康診断事業の充実**と、なお一層の**障害児保育の促進**に向けた特別支援補助の充実が求められている。

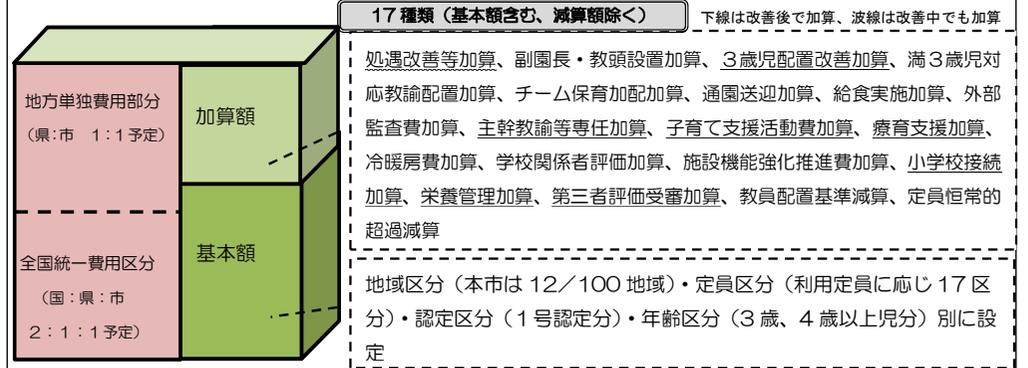
事業者の新制度への移行の判断材料提供と、新入園児募集への対応をするため、8月中に必ず結論を出す必要がある。

2 新制度での幼稚園に対する公定価格の構造について

■新制度での幼稚園に対する公定価格の積算にあたっては、認可基準等を基に、現行の私学助成により実施している施設の運営の実態等を踏まえた上で、「0.7兆円の範囲で実施する質の改善事項」を反映し、骨格の取りまとめが行われたところであり、その基本構造は以下のイメージのとおりである。

■幼稚園に係る施設型給付については、現在の国・地方の費用負担状況と都道府県間のばらつき等を踏まえ、当分の間**全国統一費用部分(義務的経費)**と**地方単独費用区分(裁量的経費)**を組み合わせた給付として一体的に支給する。なお、全国統一費用部分と地方単独費用部分の割合は未定であり、どの部分が全国統一か、地方単独かも未定である。

《幼稚園に対する公定価格の基本構造イメージ(従来の認可基準運営費に相当する部分)》



3 私学助成と新制度での幼稚園に対する公定価格等の比較について

■現行の私学助成と新制度の公定価格とを比較したものを以下に示した。

■私学助成(経常費)と施設型給付を単純に比較することは難しいが、新制度では私学助成にはない加算項目があること、保育所の公定価格加算分との比較や、幼稚園の経営状態等を検討の上、**市単分の公定価格への加算や補助メニューの検討**をする必要がある。(表中◆部分)

《1施設当たりの私学助成と公定価格等の総額・比較表》

・定員区分は本市の幼稚園の平均的な規模である290人(年齢別構成割合は実態を踏まえ、3歳:91人、4歳以上:199人)とする。

私学助成経常費	28,423 千円	公定価格	119,498 千円
特別支援教育費	4,704 千円	保育料収入	検討中
預かり保育事業費	2,000 千円	給付費	公定価格-保育料
地域開放事業費	600 千円	◆新制度市単独補助	調整中
私学助成合計	35,727 千円	補助総額	調整中
市単補助金	5,638 千円		
就園奨励費	23,571 千円		
補助総額	64,936 千円		

私学助成経常費主な内訳:人件費、教育活動費、図書購入費、修繕費、設備備品費、所定支払金、管理費

市単加算内訳:公定価格の上乗せ→処遇改善加算、チーム保育加算
幼稚園協会補助の上乗せ→特別支援事業、子育て支援事業、健康診断事業
市単独自運営費補助→一般生活費、事務職員雇用費 等を検討中

子ども・子育て支援新制度における認定こども園への公定価格等の取扱いについて

1 認定こども園への運営費・補助金の現状について

- 認定こども園とは、保育所、幼稚園等のうち、保育及び教育を一体的に提供し、地域における子育て支援を実施する機能を備える施設で、平成18年に創設された。母体となる施設の違いや地域の実情等に応じ、4つの類型に分けられる。
- 平成26年4月現在、全国で1,359か所、川崎市内には2か所設置されているが、(幼保連携型1か所、幼稚園型1か所)27年度以降の私立幼稚園等からの移行希望を踏まえると、増加することが見込まれる。
- 認定こども園への運営費に対する財政措置は、現行の幼稚園と保育所に対するメニューが原則であり、認定こども園独自の運営費助成がないことから、財政的に運営が厳しい施設が多い。
- さらに、幼稚園、保育所、認定こども園それぞれの法体系に基づく指導監督の下にあることから、設置者の負担が多く、全国的に設置件数が伸び悩んでいる一因となっている。

◆本市における認定こども園に対する現行の財政支援

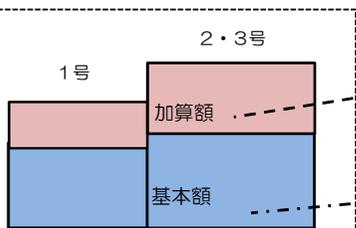
幼保連携型認定こども園	幼稚園部分→(県)私学助成、(市)幼稚園協会補助、(国・市)就園奨励費 保育所部分→(市)保育所運営費負担金 認定こども園部分→なし
幼稚園型認定こども園	幼稚園部分→(県)私学助成、(市)幼稚園協会補助、(国・市)就園奨励費 保育所機能部分→なし ※本市に現存する園については、保育所機能を持たない類型であるため、長時間預かりの対象児童も幼稚園児としてみなされる。 認定こども園部分→なし

2 新制度における認定こども園への公定価格の構造と課題について

- 上記のような財政的問題を解決するために、新制度においては、「施設型給付」として統一した給付を受けることとなった。
- 認定こども園の類型による違いはなく、以下のイメージのとおり1号～3号子どもの認定区分と利用定員による給付額となる。
- 公定価格は、単独の幼稚園、保育所と比較して、1号～3号のすべての子どもの受け入れが可能となっていることから、施設内で共通の職員の重複等が発生しないように施設全体に振り分け、1号～3号で等分されている認定こども園独自の設定がされている。
- しかしながら、1号(教育時間認定)は幼稚園の、2号3号(保育認定)は保育所のそれぞれ抱える問題点、改善すべき点と同様であり、今後の国の予算編成の状況を確認しながら、整理検討を行っていくものである。

- なお、公定価格において、認定こども園の基本単価が低く抑えられ、国基準の運営費だけでは運営費が減額となり、事業継続が困難となることと、2号子どもに対する保育ニーズを充足するために認定こども園への移行促進を推進していきたいことから、**本市独自の認定こども園に対する加算・給付(公定価格への上乗せもしくは従来からの補助に新メニューを創設する等)の設計を行うべきと考える。**

《認定こども園への施設型給付のイメージ》



基本的には、幼稚園・保育所と同様の加算額・内容となっている。

◆認定こども園独自の加算(幼稚園・保育所にはない加算項目)

学級編成調整加配加算、子育て支援事業職員兼任減算

◆一方に調整された加算(1号又は2・3号から削除されている加算項目)

副園長設置加算、事務職員雇用費加算、栄養管理加算

◆ともに削除された加算 主幹教諭等専任加算(幼)、主任保育士専任加算(保)

地域区分(12/100地域)、定員区分(1号7区分、2・3号8区分) 認定区分、年齢区分、保育必要区分(2・3号のみ)

3 認定こども園への上乗せ補助について

- 認定こども園の移行促進のため、以下の上乗せ補助メニューを検討している。
- 今後、財政当局と協議の上、事業者に示す必要がある。

公定価格への上乗せ	① 処遇改善等特別加算 ② チーム保育特別加算	① 保育所の処遇改善加算にあわせて設定。 ② 国基準の人数を超えた部分につき、年少クラスについて助成
市単独運営費補助(民間保育所運営費に合せて、認定こども園分として補助するもの)	① 一般生活費 ② 職員雇用費 ③ 給食費 ④ 健康診断等手当 ⑤ 施設整備借入金返済助成費	・給食関係については、自園調理をしている園に対し助成。 ・健康診断等手当については、幼稚園型の2・3号子どもに対し助成。
市単独運営費補助(認定こども園独自で補助するもの)	① 保育士等資格取得支援事業	養成校へ通学する際の費用補助と、代替保育教諭の加算をするもの。
幼稚園協会補助への上乗せ	① 特別支援教育事業 ② 子育て支援事業 ③ 健康診断事業	子育て支援事業は、認定こども園は実施義務があるため、上乗せして助成。

4 今後の認定こども園の移行に伴う整備について

- 私立幼稚園は、新制度施行にあわせ、希望があれば認定こども園に移行することができ、各事業者の判断するタイミングでいつでも移行することができる。
- 新制度に移行して5年間、毎年意向調査を行い、その意向をもとに、移行することとなる。
- 現在のところ、移行の意思があり、具体的に相談のある幼稚園は以下のとおりである。

園名	A園	B園	C園	D園
類型	幼保連携型	幼保連携型	幼稚園型(いずれ幼保連携型)	幼稚園型
移行予定年月	27年4月予定	28年4月予定	28年4月予定	28年4月予定
2・3号予定定員	10程度	120程度	未定	12

《課題:施設整備に対する補助》

- 上記の園に対し、状況に応じ、施設整備補助を行う必要があり、27年度予算に計上予定である。
- 補助メニュー: 幼保連携型の保育所部分→安心こども基金の保育所整備事業
幼稚園型の保育所機能部分→安心こども基金の認定こども園整備事業